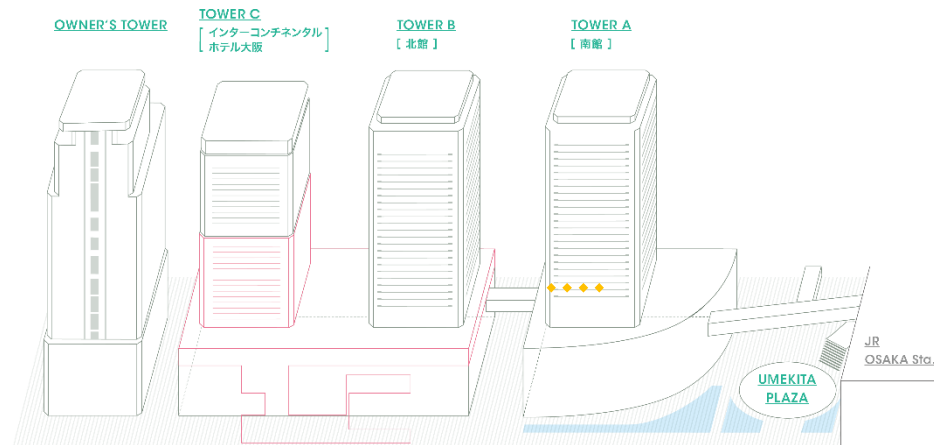




## Machi Media

### No.22 創造のみちデジタルサイネージ

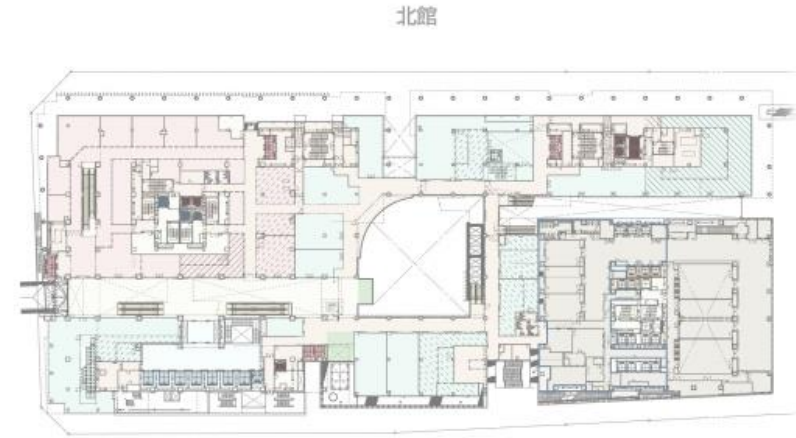
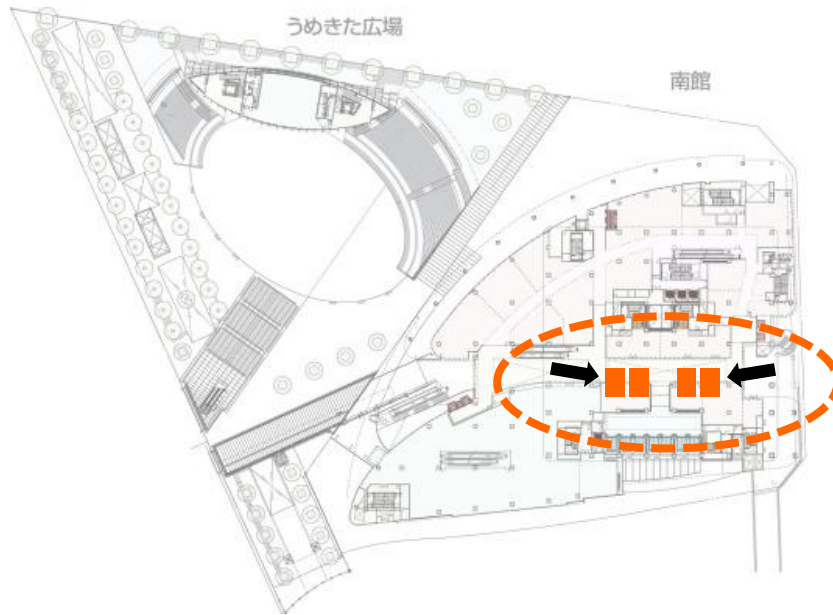
◆ No.22 創造のみちデジタルサイネージ（2F）



媒体名称	No.22 創造のみちデジタルサイネージ	掲出期間	1週間（6時～24時30分 18時間30分放映/日）
媒体所在地	グランフロント大阪（南館2F） 大阪市北区大深町4-1	頭出し	原則月曜スタート
広告料金（税別）	¥200,000-/1週間 No.21セット：¥350,000-/1週間	申込方法	決定優先（仮押さえ不可）
サイズ（H×W）	65インチ	入稿方法	完全データ入稿（掲出3週間前までに弊社必着）
仕様	8面（15秒素材1枠 12回/H） 音声設備なし 面別放映は不可となります	掲出規制	グランフロント大阪によるクライアント及びデザイン審査がございます （意匠については広告掲出基準を参照ください）
形態	デジタルサイネージ	備考	※グランフロント大阪の都合によりご利用いただけない場合がございます。 ※各種画像、MAP等は現状のものを使用しており、予告なく変更となる場合がございます。 ※掲出意匠については、次の要件を満たすものでなければなりません。 (1)1文字の文字高について、和文は80mm以上、英文は60mm以上を基本とします。 (2)QRコードは大きさにかわかわらず掲出不可となります。

## 配置図

2F



## <意匠審査基準> ※注意事項

広告意匠の内容について、以下の通り文字高の制限がありますのでご注意ください。

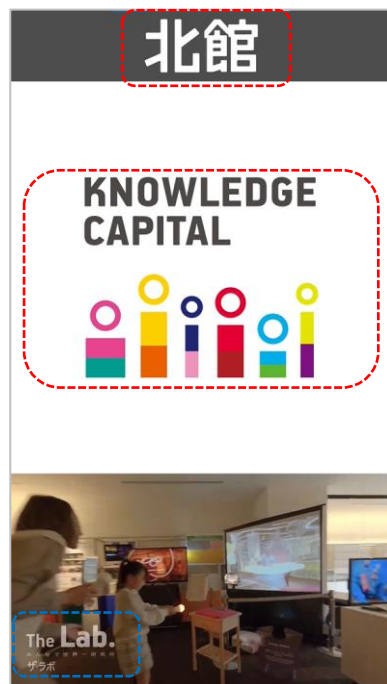
●文字高の制限対象（PRしたいもの）・・・和文：約228pt（80mm）以上、英文：171pt（60mm）以上の表記とする。  
例：商品名、キャッチコピー、案内事項、その他重要な事項等が対象となります。

●文字高の制限対象外（その他）

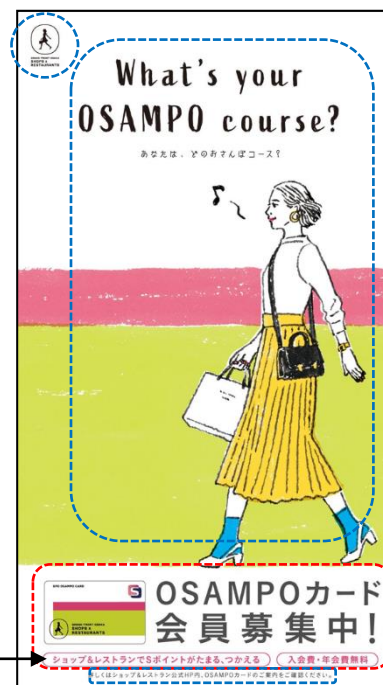
例：ロゴや写真に含まれる文字、デザインとみなされる文字、補足説明、条例等により記載しなければいけない注意書き、  
©コピーライト等は対象外となります。

<ビジュアル表現審査基準の審査イメージ> ※広告意匠作成の参考としてください。実際の審査は個別案件ごとに判断致します。

### 適合意匠



### 不適合意匠



文字高  
約51pt  
(約18mm)

【凡例】 赤枠：大きさ制限の対象  
青枠：大きさ制限の対象外

## 広告掲出審査基準

グランフロント大阪において、TMO法人が街の広告媒体等の適切な運用・管理を行うため、「グランフロント大阪TMO エリアマネジメント広告媒体等審査基準」を設け、TMOが管轄する広告媒体掲出の審査を行います。審査基準は、街並み景観ガイドラインの趣旨に則し、以下の2つの視点と5つの基準で総合的に判断致します。

<審査の視点>

1. 空間特性を踏まえた街並み景観の向上に資するものとなっているか。
2. 情報内容やビジュアルデザインは市民に好感を与え且つ品格あるものとなっているか。

<審査基準>

1. 一般基準
2. 内容基準
3. ビジュアル表現基準
4. 映像装置等の放映基準
5. その他事項

### グランフロント大阪TMO エリアマネジメント広告媒体等審査基準

<p><b>(一般基準)</b></p> <p>第1条. 次の要件を満たすものでなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 通行者の安全を阻害する恐れのないもの。</li> <li>(2) 都市景観との調和を損なうものでないこと。</li> <li>(3) 関係法令に則ったものであること。</li> <li>(4) その他、本審査会が必要と認めた要件。</li> </ol> <p><b>(内容基準)</b></p> <p>第2条. 広告物の内容が次の各号のいずれかに該当するときは、原則としてこれを掲出しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 公の秩序または善良な風俗に反するもの。</li> <li>(2) 人権の侵害、差別、名誉棄損に当たるもの。</li> <li>(3) 青少年保護、消費者被害防止の観点からふさわしくないもの。</li> <li>(4) 通行者に健康上被害を与える恐れのあるもの。</li> <li>(5) たばこ、風俗営業、パチンコ等に係る広告。</li> <li>(6) 宗教、思想、政治に関わるもの。</li> <li>(7) その他ふさわしくないと認めた場合。</li> </ol>	<p><b>(ビジュアル表現基準)</b></p> <p>第3条. 一般広告のビジュアル表現について次の各号のいずれかに該当するときは、原則としてこれを掲出しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 情報過多、文字情報が多いもの。</li> <li>(2) 赤・青・黄などの原色や高彩度の色（けばけばしい色彩）が多用され、かつ景観と調和しないと判断されるもの。</li> <li>(3) 見る人に著しく暗いイメージを与えるもの。</li> <li>(4) 道路交通安全を損なう恐れや注意表示と誤認される可能性があるもの。</li> <li>(5) 金額訴求が主たるデザインとなるもの。</li> <li>(6) 性的表現・暴力的表現・差別的表現がなされていると判断されるもの。</li> <li>(7) その他、審査会が不適切と思われるもの。</li> </ol> <p><b>(映像装置等の放映基準)</b></p> <p>第4条. 映像装置等を用いる場合は、第1条、第2条の要件に加え、以下の要件を満たすものでなければならない。（審査は、適宜「日本民間放送連盟放送基準」を参照する）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 短時間毎に連続して同じ内容を繰返し、見る人に不快を与えることがないこと。</li> <li>(2) 情報内容が第2条の各項に該当しないこと。</li> <li>(3) 音量や音色が見る人に不快感を与えないこと。</li> <li>(4) 視覚的に強い表現等をしないこと。</li> </ol>	<p><b>(その他事項)</b></p> <p>第5条. TMOが不可と判断した広告は、原則としてこれを掲出しない。</p> <p>またTMOは別途内規を定めることができる。</p>